

令和 6 年度

札幌市内部統制評価報告書審査意見書

札幌市監査委員

札監第 669 号

令和 7 年（2025 年） 8 月 26 日

札幌市長

秋 元 克 広 様

札幌市監査委員 庄 司 正 史

同 愛 須 一 史

同 五十嵐 徳 美

同 丸 山 秀 樹

令和 6 年度札幌市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度札幌市内部統制評価報告書を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和 6 年 度

札幌市内部統制評価報告書審査意見

令和 6 年度札幌市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

「令和 6 年度札幌市内部統制評価報告書」

2 審査の期間

令和 7 年 6 月 23 から同年 8 月 22 日まで

3 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度札幌市内部統制評価報告書の審査は、札幌市長が作成した内部統制評価報告書について、札幌市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

4 審査の実施内容

令和 6 年度札幌市内部統制評価報告書について、札幌市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表、令和 6 年 3 月改定。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和 6 年度札幌市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 備考

特段記載すべき事項はない。

令和6年度札幌市内部統制評価報告書の項目別審査状況

1 評価手続に係る審査

(1) 全庁的な内部統制評価手続の審査

令和6年度札幌市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）【附属資料】「第2_1 全庁的な内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）の評価作業が各評価項目に対して実施されているかについて、評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制評価手続の審査

評価報告書【附属資料】「第2_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、課における評価手続が適切に実施されているかについて、評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

審査にあたって、監査委員は、定期監査等で得た知見に基づき、下表のとおりリスクを設定し、これに相当する特定リスク¹を設定している課を抽出して審査を行った。

区分		監査委員が設定するリスク（＝各課の特定リスク）
財務監査 （事務）	一般会計	・ 誤徴収・誤支給につながる事務処理の遺漏
	企業会計	・ 誤徴収・誤支給につながる計算誤り
財務監査（工事）		・ 積算額の誤り

¹ 特定リスクとは、各課が、自らの課の業務に関するリスクを洗い出し、それぞれの重要性を評価したうえで、組織として対応する必要性が高いリスクとして選択したリスクをいう。

2 評価結果に係る審査

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査

評価報告書【附属資料】「第2_1 全庁的な内部統制についての評価」の「(2)評価結果」を基に、整備状況及び運用状況の評価結果について、市長及び評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査

ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「ア内部統制の整備の観点での有効性」を基に、前述の1-(2)により抽出した課について、当該年度のリスクに対する対応及び内部統制の整備上の不備について確認した。

その上で、これらの事項その他監査委員が定期監査等で得た知見に基づき、市長及び評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「イ内部統制の運用の観点での有効性」について、評価報告書【附属資料】「第1_2 業務レベルの内部統制の取組状況」の「(3)事故発生状況調査の実施」に基づく報告により把握された運用上の不備等を基に、それ以外の記録等の閲覧や市長及び評価部局に対して質問等を行うことにより審査した限りにおいて、運用状況についての評価結果は適切であると認められた。

なお、評価対象期間中に把握された運用上の不備のうち、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものとして重大な不備に当たると判断された事案（国民健康保険に係る道交付金の一部返還）については、総務局行政部において特別内部監査が実施され、原因究明がなされるとともに、組織的なチェック体制が構築されるなどの再発防止策が講じられていることを確認した。

今後、再発防止策を確実に実施するとともに、この対応で十分か引き続き検証を行いながら、適切なリスク対応策の整備に努められたい。

令和 6 年度

札幌市内部統制評価報告書審査意見書

令和 7 年（2025 年）8 月 26 日発行

編集・発行 札幌市監査事務局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 15 STV 北 2 条ビル 6F

TEL (011) 211-3232 FAX (011) 211-3233

市政等資料番号	01-U03-25-1772
関係部局保存期間	30 年